

4 受験資格コード（兼 現職種コード）

別表1…国家資格等に基づく業務に従事する者（「国家資格等コード」を兼ねる。）

コード	区分	コード	区分	コード	区分
101	医師	108	理学療法士	115	言語聴覚士
102	歯科医師	109	作業療法士	116	あん摩マッサージ指圧師
103	薬剤師	110	社会福祉士	117	はり師、きゆう師
104	保健師	111	介護福祉士	118	柔道整復師
105	助産師	112	視能訓練士	119	栄養士（管理栄養士含む）
106	看護師	113	義肢装具士	120	精神保健福祉士
107	准看護師	114	歯科衛生士		

重要

- ① 算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
- ② 業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

* 上記の国家資格等を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

(P.38 Q&A 8 ～ 10 を参照)